介護支援専門員の各種手続きについて

● 各種手続きについて

具体的な手続きや様式については、県庁高齢福祉課の Web ペ

一ジでご確認ください。

https://www.pref.aichi.jp/site/aichi-caremanager/caremana-touroku.html

1 介護支援専門員資格登録簿への登録及び介護支援専門員証の交付について

介護支援専門員実務研修を修了された方は、介護支援専門員証の交付を受けるため に、資格の登録をする必要があります。(登録と介護支援専門員証の交付について は同時に申請可能です。)

なお、実務研修修了日から **3 か月**を経過すると登録できなくなりますので、注意してください。

2 登録の移転について(登録している都道府県を変更する場合)

- (1)愛知県に登録している方が他の都道府県に登録を移転したい場合 まずは、登録の移転先となる都道府県に<u>登録移転の可否</u>及び申請に必要な書類 についてご確認ください。
- (2)他の都道府県に登録している方が愛知県に登録を移転したい場合 愛知県では、介護支援専門員証の有効期間が満了している方については登録受 け入れをしておりません。再研修を修了のうえ、手続きをお願いします。

3 氏名、住所の変更届について

登録していただいている氏名、住所に変更があった場合は、速やかに変更の手続き をしてください。

4 介護支援専門員が死亡又は欠格事由に該当した場合

介護保険法第 69 条の 5 の規定により、死亡した場合や心身の故障により介護支援 専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものなど 欠格事由に該当することとなった場合には、所定の者(相続人、法定代理人等)が愛 知県知事(又は届け出義務者の住所地の都道府県知事)に事実があった日から<u>30日</u> 以内に届け出ることとされています。

5 介護支援専門員証の再交付について

再交付につきましては、紛失、汚損、破損した場合などが該当します。

● 介護支援専門員証の更新について

介護支援専門員証(有効期限:5年)の更新をするためには、各自必要な研修を修 了後、更新申請の手続きを適切に行っていただく必要があります。

この更新手続きにつきましては、遅くとも<u>期限が切れる40日前</u>までに申請を行ってください。(更新研修等の修了時期の関係で、どうしても無理な方は修了後できる限り速やかに申請してください。)

更新研修を受講されていても更新手続きを失念し期限が切れた場合には再研修の受講等が必要になり、再交付されるまでの間は、介護支援専門員としての業務ができなくなります。

手続きに必要な申請書類は県庁高齢福祉課の Web ページでご確認ください。

なお、有効期間の終期について個別の案内はしておりませんので、各自で気をつけてください。

● 欠格事由について

介護支援専門員には、登録を受けることが出来ない、「欠格事由」が介護保険 法に明記されています。

申請書にはしっかりと理解された上で記載してください。

≪参考≫「欠格事由に関する介護保険法の規定」(介護保険法抜粋)

第69条の2 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であって、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

- 一 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で、政令で定めるもの の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな くなるまでの者
- 四 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- 五 第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第6 9条の6第一号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者

- 六 第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- 七 第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しないもの
- ※ 一の厚生労働省令で定めるものとは、精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を 適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない方。
 - 二、三に該当する方とは、判決の言い渡しがあった後、法廷の控訴又は上告の期間を経過 して判決を確定した方や、現に公判、控訴又は上告中の方は除かれます。

なお、拘禁刑以上の刑とは、拘禁刑及び死刑をいいます。

また、二には執行猶予期間中の方も刑に処せられた方に含まれますが、刑に処せられることなく執行猶予期間を過ぎた方は含まれません。

三の国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で、政令で定めるものについては、、介護 保険法施行令第三十五条の二に列挙されている法律をいいます。

● 指定研修機関について

○愛知県社会福祉協議会 福祉人材センター

電話 052-212-5516

https://www.aichi-fukushi.or.jp/intoro/jinzai/kensyu_index.html

実施: 実務研修、更新研修、専門研修 I · Ⅱ、再研修

○愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会

https://www.aichi-kaigo.org/study/

実施: 更新研修、専門研修 I · Ⅱ、再研修、主任研修、主任更新研修

※各研修の詳細につきましては、各研修の実施機関にお問い合わせください。

● 主任介護支援専門員更新研修を修了した者の介護支援専門員証 の有効期間についての取扱いについて

平成29年4月1日にて介護保険法施行規則が一部改正されたことに伴い、厚生労働省老健局長からの通知(平成29年5月18日付け老発0518第6号)にて、主任介護支援専門員更新研修を修了した者の介護支援専門員証の有効期間についての取扱いが示されました。

内容といたしましては、主任更新研修を修了した場合、原則、介護支援専門員 証の有効期間を主任研修が修了した日の5年後の応当日から起算した5年間を 有効期間として置き換えることとし、両方の有効期間を揃えることとなっていま す。(ただし、主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間満了日が介護 支援専門員証の有効期間満了日の5年後の応当日より後の場合、揃えることは できません。)

なお、対象者からの申し出により、それを行わないこともできます。

この取扱いにつきましては、県庁高齢福祉課の Web ページに掲載していますので、該当する方は、ご確認をお願いします。

【原則】置き換え 主任更新 主任更新 主任更新 主任研修 研修 研修 研修 主任介護 5年 5年 5年 支援専門員 5年 5年 介護支援 専門員 5年 主任更新研修修了証明書の 5年 有効期間に置き換える

主任介護支援専門員の有効期間と介護支援専門員証の<u>有効期間が揃います。</u> 主任更新研修の修了と<u>同時に</u>介護支援専門員証の更新申請が可能です。

置き換えしない 主任更新 主任更新 主任更新 主任研修 研修 研修 研修 主任介護 5年 5年 5年 支援専門員 介護支援 5年 5年 5年 5年 専門員 主任更新研修修了証明書の 有効期間に置き換えない

主任介護支援専門員の有効期間と介護支援専門員証の有効期間が揃いません(別々の期間)。 主任介護支援専門員の有効期間内であっても、介護支援専門員の有効期間が過ぎている場合は、業務を行うことができません。それぞれの有効期間満了日を確認し、研修受講時期及び介護支援専門員証の更新申請時期については御注意ください。